

伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務名

伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業

(2) 業務の内容

別添1「伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業 業務委託基本仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

(4) 提案上限額

2,952,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者であること
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者であること（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

ア 役員等（企画提案応募者が個人である場合にはその者を、企画提案応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること

⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

4 提案を求める事項

(1) 実施計画書

委託仕様書に定める「2 委託業務の内容」に基づく企画の内容

(2) 業務実施体制

- ① 管理運営組織体制（責任者、人員配置計画、役割分担及び県との連絡体制等）
- ② 実施スケジュール

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第 1 号）：1 部

添付書類は以下の 3 種類とし、それぞれ 1 部提出すること。ただし、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）

イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）

※山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）

※消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）

ウ 社会保険・労働保険加入状況一覧又は社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し（加入する義務のない者を除く。）

② 事業者概要書（様式第2号）：1部

③ 企画提案書（様式第3号）：5部

企画提案書について、下記に基づき作成すること。

ア 企画提案書の仕様

(ア) 企画提案書は様式第3号を表紙とする以外は任意とする。ただし、用紙はA4判縦長の横書きとし、各ページ下部に通し番号を印字のうえ、左上1箇所をホチキスで綴じること。なお、片面印刷とし、白黒、カラーは問わない。

(イ) 説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと。

イ 企画提案書に記載すべき事項

「4 提案を求める事項」に記載の内容

④ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）：1部

⑤ 経費見積書（任意様式）：5部

単価や単位を明らかにして見積額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とその積算内訳（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を記載すること。

(2) 提出期限

① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）及び暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

令和8年6月5日（金）午後5時15分

② 企画提案書（様式第3号）、経費見積書（様式任意）

令和8年6月18日（木）午後5時15分

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。参加申込書及び事業者概要書に限り、電子メールによる提出も可能とする。

① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

(5) その他

① (2)の期限までに参加申込書の提出がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

② 提案は1事業者につき、1案とする。

6 企画提案作成等に係る質問等

(1) 企画提案書の作成等に係る質問等については、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行う。ただし、質問書の提出は参加申込書及び事業者概要書を提出した応募者に限る。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業への問い合わせ」として「11 担当部局」あてに送付すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問書の受付期間

令和8年6月1日（月）午後5時15分までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、参加申込書及び事業者概要書を提出した応募者全員に対して電子メールにて回答する。ただし、応募者の独自企画に関わることについては、当該質問をした応募者のみに回答する。

7 審査会及び最優秀提案者の決定について

(1) 審査会

① 企画提案に対する審査は、県が設置する「伝統工芸品等産業販路開拓等支援事業 企画提案審査会」（以下「審査会」という。）において行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。また、必要に応じて次点の評価を受けた者（以下「次点者」という。）を選定する。

② 企画提案書について、プレゼンテーションによる審査を行う。なお提案者が5者を超えた場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。なお、プレゼンテーションはWeb会議ツールにより行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査の実施方法

① プレゼンテーション審査は、令和8年6月下旬から7月上旬を予定しているが、詳細な日程は後日参加申込書を提出した者に対して連絡する。

② 時間は1提案者につき30分（プレゼンテーション15分以内、質疑等15分以内）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

③ 審査会の出席者は1提案者につき3名以内とする。

(3) 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添2「企画提案評価基準」を確認すること。

① 業務遂行に対する評価

② 提案に対する評価

③ 経費積算の妥当性

(4) 最優秀提案者及び次点の提案者の決定等

① 提案者によるプレゼンテーションを受け、上記(3)の評価基準に基づき審査し、審査員の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の合議により決定するものとする。

② 最優秀提案者に次いで評価点の合計が最高点の者を、次点者として選定する。

③ 提案者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

④ 提出された提案の全てが、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。

8 委託契約について

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 スケジュール（予定）

令和8年5月19日（火）	公募要領配布開始、質問書受付開始
6月1日（月）	質問書受付期限
6月5日（金）	参加申込書等提出期限
6月18日（木）	企画提案書等提出期限
6月下旬～7月上旬	審査会、最優秀提案者の選定及び各事業者あて通知
7月下旬	県との契約締結
令和9年3月31日（水）	委託期間終了（受託者は業務完了報告書を県に提出）

10 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出書類は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における提出書類の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 参加申込書または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。
- (6) 本事業の応募のために得た情報については、第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。

11 担当部局

山形県産業労働部県産品・貿易振興課 ふるさと産業振興担当

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電話：023-630-2551 F A X：023-630-3371

E-mail：ykensanbo#pref.yamagata.jp

※「#」の部分「@」に変えたうえで送信してください。